

入札に際しての注意事項

1 入札金額等

(1) 入札金額

入札書に記載する入札金額は、小口単価（A4両面1枚あたりの単価）とします。単価は次により算出してください（小数点第2位までとします）。

①消費税及び地方消費税に係る課税事業者の場合

A4両面1枚あたりの契約希望単価（消費税抜きの単価）

②消費税及び地方消費税に係る免税事業者の場合

A4両面1枚あたりの契約希望単価×100÷110

(2) 契約金額

ア 消費税等課税業者の場合は、①の金額を契約金額とし、消費税等は代金支払時に合わせて支払う。

イ 消費税等免税業者の場合は、②の金額に100分の110を乗じて得た金額を契約金額とする。

2 最低制限価格の適用

(1) 本案件は、地方自治法施行令第167条の10第2項の規定に基づく最低制限価格が設定されるため、最低制限価格に満たない入札を行った者は落札者とならず、失格となる。

(2) 入札金額が群馬県財務規則第169条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、かつ最低制限価格以上の価格であるもののうち、最低の価格をもって有効な入札書を提出した者を落札者とする。